

鳥獣の捕獲

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」
(以下「鳥獣保護管理法」)によって、

基本的には全ての鳥獣及び鳥類の卵は、
捕獲または採取(損傷も)してはいけない

「鳥獣保護管理法」・・・狩猟等の定義、鳥獣保護管理事業計画、
鳥獣保護区、鳥獣の捕獲許可、狩猟免許・
登録等に関する制度について定めた法律

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、
もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び
農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、
自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び
地域社会の健全な発展に資する

→ 狩猟等によって鳥獣を **コントロール**

日本に生息する **鳥類** と **哺乳類** が対象

P9,10

対象外

爬虫類(カメ、トカゲなど)、両生類(カエルなど)、魚、昆虫

- **ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ**
(環境衛生に重大な支障を及ぼす恐れ)
- **アシカやアザラシ、ジュゴンを除く海棲哺乳類**
(クジラやイルカ等他法令で管理されている)

ただし、希少な生き物や天然記念物(オオサンショウウオなど)の捕獲は別の法律で制限されている。

また、魚類には漁業権や漁業調整規則等で様々な規制がある。

鳥獣保護管理法により、
鳥・獣、鳥の卵は捕獲してはいけない。**(大原則)**

では、とってよいのは？

狩猟による
捕獲

許可による
捕獲

上記の場合のみ捕獲が認められる

* ネズミ類、モグラ類については、農林業の被害防除にやむを得ないと認められる場合は
手続き無しで捕獲可

狩猟による捕獲



「狩猟」による捕獲

- ①狩猟免許を取得して、
- ②狩猟を行う県に登録し、
- ③狩猟期間内に、
- ④狩猟が認められる地域で、
- ⑤認められる猟法で、
- ⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

3年毎に
免許更新

①狩猟免許

①狩猟免許を取得して、

②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩 猟

3年毎に
免許更新

狩猟免許

狩猟免許の種類（平成19年4月の法改正より）

法39条

P12

- 網猟免許：網（むそう網、はり網、つき網、なげ網）
- わな猟免許：わな（くくりわな、はこわな、はこおとし、囲いわな）
- 第一種銃猟免許：銃器（装薬銃（ライフル銃・散弾銃）、空気銃）
- 第二種銃猟免許：空気銃

狩猟免許を受けることができない者

法47条
法40条

P13

- 網猟及びわな猟免許を受ける場合...18歳に満たない者
- 第一種銃猟及び第二種銃猟を受ける場合...20歳に満たない者
- 精神障害、統合失調症、そううつ病、てんかんなどにかかっている者
- 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- 自分の行為の是非を判断して行動する能力が欠如又は著しく低い者
- 鳥獣保護管理法に違反し罰金以上の刑に処せられ、執行後3年が経過していない者
- 狩猟免許を取り消された日から3年が経過していない者

**医師の診断書必要
(精神科以外でも可)**

狩猟免許

免許の有効期間等

法39条
法51条
法52条
法46条

有効範囲

住所のある県の知事が発行 有効範囲は全国一円

P15~17

有効期間

合格当初は約3年間、更新された免許の有効期間は3年間
県知事の行う講習を受け、適性試験に合格すれば更新できる。

取り消し等

鳥獣保護管理法に違反したり適性が無くなった場合は、その程度に応じて取り消しや、効力が停止される。

住所変更等

住所や名前の変更があった場合は、速やかに知事へ届出。

他府県への住所変更時は変更先の知事へ速やかに届出。

狩猟免許

免許取得に必要な経費

初めて(新たに)免許試験を受験する場合

1種類につき5,200円

新たに「わな猟免許」を受験→5,200円

新たに「わな猟免許」と「第1種銃猟免許」を受験→10,400円

＋医師の診断書費用（銃の所持許可証の写しでも可）

所持している狩猟免許と異なる種類の免許を受験する場合

1種類につき3,900円

追加で1種類の免許を受験→3,900円

追加で2種類の免許を受験→7,800円

＋医師の診断書費用（銃の所持許可証の写しでも可）

②狩猟者登録

①狩猟免許を取得して、

②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！

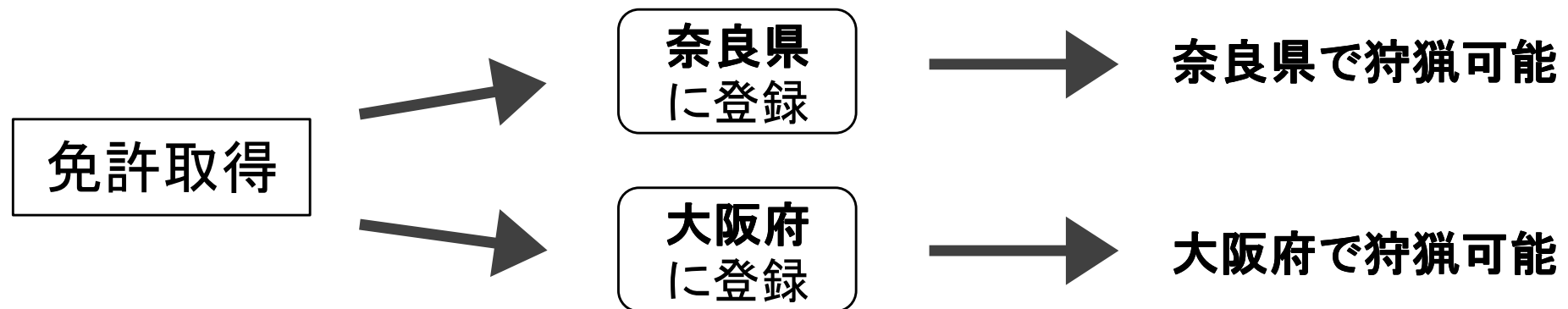


狩 猟

3年毎に
免許更新

狩猟免許を持っているだけでは、狩猟はできない。

狩猟をしたい都道府県に狩猟者登録をする必要がある。



登録を行った都道府県以外では狩猟できない

県境付近で狩猟をする場合は特に注意！

うっかり県境を越えた場合は、違反になる。

またその状態で事故を発生させてしまった場合、保険が支払われないこともある。

→ 両方の県で狩猟者登録をしておくのがベター。

狩猟者登録制度

登録の種類

法39条

登録できる内容は狩猟免許の種類によって異なる。

P18,200~203

網猟免許(網)	網猟登録
わな猟免許(わな)	わな猟登録
第一種銃猟免許 (装薬銃＋空気銃)	第一種銃猟登録、第二種銃猟登録
第二種銃猟免許 (空気銃)	第二種銃猟登録

登録の期間

法55条
法2条9項
法11条2項

10月15日から翌年4月15日 (鳥獣保護管理法施行規則の規定による)

P18

猟期とは期間が異なります！

(猟期: 11月15日から2月15日 * シカ、イノシシは3月15日まで)

13

登録資格

法58条
規則67条

P18,200~203

- ・有効な狩猟免許を持っていること。
- ・3千万円以上の損害賠償保険に加入していること
(大日本猟友会の共済(県猟友会へ入会必要)、民間保険会社のハンター保険、施設賠償責任保険等)等。

また、無登録狩猟や自身の登録証を他人に貸したり、また他人の登録証を借りたりすることは、重大な違反になります。

法84条1項

狩猟者登録制度

登録証の携帯等（県から登録証を発行します）

法62条

P20,200~203

- ・狩猟時は**狩猟者登録証**を携帯し、**狩猟者記章**を着用



（免許(狩猟免許)の携帯は不要）

- ・網やわなには住所、氏名、知事名、登録年度、登録番号を縦横1cm以上の文字で記入した**標識**をつける
- ・登録証は公務員、警官、鳥獣保護管理員、土地所有者に求められた場合には提示すること

住所変更等

法61条
規則65条

P20

住所や名前の変更があった場合や、登録証を亡失した場合は遅滞なく知事（県）へ届出。

狩猟者登録制度

登録証と記章

法60条
規則65条5項

P20,200~203

登録証

注 意 事 項

- 1 狩猟者登録証は、これを交付した都道府県知事が管轄する区域内でなければ効力を有しない。
- 2 出猟の際には、必ず狩猟者登録証を携帯し、かつ、狩猟者記章を胸部又は帽子に着けなければならない。
- 3 狩猟者登録証及び狩猟者記章は、他人に使用させてはならない。
- 4 国若しくは地方公共団体の権限ある職員、警察官又は鳥獣保護管理員その他関係者が狩猟者登録証の提示を求めたとき又は捕獲した鳥獣の検査をするときは、拒んではならない。
- 5 狩猟者登録証は、狩猟者登録の有効期間が満了したとき又は狩猟者登録が抹消されたときは、その日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に返納しなければならない。
- 6 狩猟者登録証の交付を受けた者は、狩猟者登録の有効期間が満了したときはその日から30日以内に、交付を受けた都道府県知事に捕獲等をした場所及びその捕獲等をした鳥獣の種類別頭数を報告しなければならない。
- 7 返納の際に報告欄に所要事項を記入することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第66条の報告とすることができる。
- 8 第一種銃猟免許に係る登録を受けた者のうち、装薬銃及び空気銃を使用して捕獲等をした場合の報告については、装薬銃を使用して捕獲等をした鳥獣については左側の報告事項の欄に、空気銃を使用して捕獲等をした鳥獣については右側の報告事項の欄にそれぞれ記入すること。この場合、報告事項の欄の（ ）内に装薬銃又は空気銃の別に記入すること。

30 わな猟 狩猟者登録証

第 号

平成30年10月25日

奈良県知事 荒井正吾

写真

押出スタンプ

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
備 考	

記章



狩猟者登録制度

猟具に敷設する標識(狩猟時)

法62条3項
規則70条

P21、234

登録 番号	123456	登録 年度	令和2年度
氏名	奈良 太郎		
住所	奈良市登大路町30番地		
電話 番号	0742-27-7480	登録 知事	奈良県知事

材質：金属またはプラスチック

1文字の大きさ：縦横1cm以上

狩猟者登録制度

登録証の返還等（捕獲報告）

法65条
規則65条11項

- ・登録の有効期間終了後30日以内に知事に返納

P20

→できるだけ早く返納して下さい！

法66条
規則65条13項

- ・返納時に捕獲した全ての鳥獣の種類、場所、捕獲数を報告。

P20

この他、ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシに関する調査にもご協力お願いします。

登録証とともに報告書等を返納してください。

登録の取り消し等

法64条

- ・狩猟免許が取り消し、効力停止された場合は登録抹消
- ・不正に登録された場合、3千万円の損害賠償能力が無い場合等も抹消

P20

網猟免許(網)	狩猟税8,200円＋手数料1,800円＝ <u>10,000円</u>
わな猟免許(わな)	狩猟税8,200円＋手数料1,800円＝ <u>10,000円</u>
第一種銃猟免許 (装薬銃＋空気銃)	狩猟税16,500円＋手数料1,800円＝ <u>18,300円</u>
第二種銃猟免許 (空気銃)	狩猟税5,500円＋手数料1,800円＝ <u>7,300円</u>

＋保険加入費用他

わな猟と第1種銃猟を同時に登録すると28,300円必要です。
減免措置が受けられる場合があります。個別にご確認下さい。

③狩猟期間

①狩猟免許を取得して、

②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩 猟

3年毎に
免許更新

法律では狩猟期間は登録期間と同じとされているが、実際は環境省の定めにより短縮されている。

奈良県では、実際の狩猟期間は

11月15日から翌年2月15日まで

*** イノシシ・ニホンジカのみ3月15日まで**

狩猟対象鳥獣の保護管理(個体群管理)をおこなうために、狩猟鳥獣の種ごとに、各府県で狩猟期間が延長、短縮されている。

大阪府のイノシシ、ニホンジカ→11月15日から翌年3月15日まで

和歌山県のイノシシ、ニホンジカ→11月1日から翌年3月15日まで

④狩猟が認められる地域

①狩猟免許を取得して、

②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩 猟

3年毎に
免許更新

狩猟が禁止されている場所

- 鳥獣保護区
- 休猟区(現在、奈良県にはない)
- 公道(農道や林道を含む)

注) 弾丸が公道の上を通過する場合や、わなにかかった獲物が公道にはみ出す場合なども公道での狩猟と見なされる。

- 区域が明示された都市公園等(人が集まる場所)
- 寺社境内、墓地(神聖さや尊厳を保持すべき場所)
- 自然公園特別保護地区、原生自然環境保全地域

狩猟が認められる地域（認められない地域）

銃猟の禁止

法35条
規則41条の2

P23

銃猟が禁止されている場所等

- ・特定猟具使用禁止区域（銃）
- ・住居が集合している地域
- ・広場や駅など多数の人が集まる場所
- ・人・飼養動物・建物や電車・自動車や船舶などに弾丸が到達するおそれのある方向

銃猟の時間規制

法38条1項

P26

- ・銃猟による危険防止を図るために、
日没後から日の出前までの銃猟は禁止されている。
- ・実際の明暗でなく、暦による日の入・日の出の時刻
- ・奈良県の奈良市の時刻は狩猟者必携（鳥獣保護区等位置図）の地図面に記載

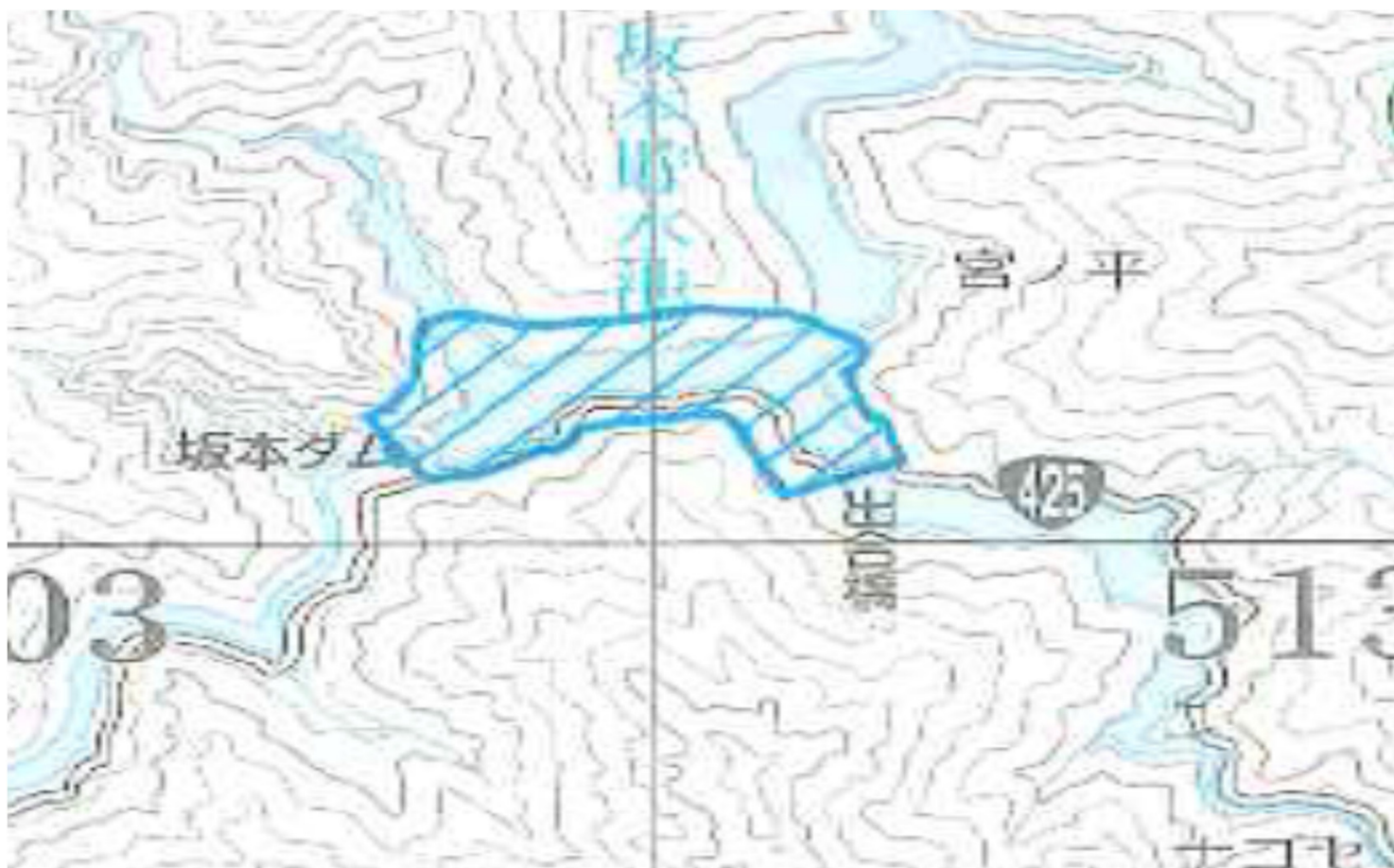
狩猟が認められる地域（認められない地域）

指定猟法禁止区域

法15条1項
法15条4項

P256

鉛散弾規制地域



奈良県では現在上北山村の坂本ダムのみ指定

⑤認められる猟法

①狩猟免許を取得して、

②狩猟を行う県に登録し、

③狩猟期間内に、

④狩猟が認められる地域で、

⑤認められる猟法で、

⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩 猟

3年毎に
免許更新

禁止事項：使用が禁止されている猟法①

法12条1項・36条・16条
規則10条3項・45条・17条

P13~14

P135

ノウサギ、ユキウサギ以外を狙った「はり網」の使用

（人が操作することによってはり網を動かして捕獲する場合を除く）

P151

口径の長さが10番または10番より長い銃器の使用

動いている飛行機、自動車からの銃器の使用

P241

5ノット以上で航行中のモーターボートからの銃器の使用

P41

3発以上の実包を充てんできる弾倉のある散弾銃の使用

P152

**ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカを狙った
口径5.9mm以下のライフル銃の使用。**

上記大型獣以外を狙ったライフル銃の使用。

**(ライフル銃は5.9mmより大きな口径のものでクマ・イノシシ・
ニホンジカを狙う時のみ使用可能)**

禁止事項：使用が禁止されている猟法③

P13~14

空気散弾銃の使用

「おし」の使用

P143

「とらばさみ」の使用

P144、235

鳥類、ヒグマ、ツキノワグマを狙った「わな」の使用
(はこわな・くくりわな他全ての「わな」が禁止)

31個以上の「わな」の同時使用

P235

小型獣類を狙った直径12cmを超えるくくりわな、
締め付け防止金具の無いくくりわなの使用
(小型獣類＝ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ、ニホンジカ以外の獣類)
小型獣類は直径12cm以下で、締め付け防止金具付きのみ使用可能

P139

イノシシ、ニホンジカを狙った直径12cmを超えるくくりわな、
締め付け防止金具の無いくくりわな、よりもどしの無いくくりわな、
ワイヤーの直径が4mm未満のくくりわなの使用
(イノシシ、ニホンジカは直径12cm以下、締め付け防止金具付き、
よりもどし付き、4mm以上のワイヤーのみ使用可能)

認められる猟法

禁止事項：使用が禁止されている猟法⑤

P13~14,235

つりばりの使用

とりもちの使用

矢の使用（吹き矢、クロスボウも規制対象）

猟犬によって噛みつかせることのみでの捕獲、
猟犬を噛みつかせて弱らせて法定猟法以外で捕獲等をする方法

P270

キジ笛の使用

認められる猟法

禁止事項：使用が禁止されている猟法⑥

P13~14,235

ヤマドリ、キジを捕獲するためのテープレコーダー等の使用

爆発物、劇薬、毒薬、据銃、落とし穴(陷穽)の使用

かんせい

P30

イノシシを宙吊りにできるようにくりわななどの人の生命や
身体に重大な危害を及ぼす恐れのあるわな

かすみ網の使用(所持・販売も厳しく制限)

P137

⑥狩猟が認められる鳥獣

- ①狩猟免許を取得して、
- ②狩猟を行う県に登録し、
- ③狩猟期間内に、
- ④狩猟が認められる地域で、
- ⑤認められる猟法で、
- ⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

3年毎に
免許更新

日本に生息している鳥類約550種・哺乳類約80種

狩猟対象鳥獣

鳥類
28種

哺乳類
20種

鳥類

スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、キジバトなど28種類

哺乳類

タヌキ、キツネ、イノシシ(イブタ含む)、ニホンジカなど20種類

(奈良県では、ツキノワグマは狩猟禁止)

狩猟鳥獣と間違えやすい非狩猟鳥獣

ニホンザル、カモシカ、イタチ(メス)、ムササビ、ニホンリス、ドバト、オオバンなど

令和4年9月15日改正(見込み)

狩猟鳥獣(ゴイサギ・バン)の指定解除 28種 → 26種

狩猟対象となっている鳥獣の種類

鳥類

ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、**ヤマドリ(オスに限る)**、**キジ(オスに限る)**、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ **28種類**

哺乳類

タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(ツシマテンを除く)、イタチ(オスに限る)、チョウセンイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ヒグマ、**ツキノワグマ(奈良県では狩猟禁止)**、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ(天然記念物「奈良のシカ」を除く)、台湾リス、シマリス、ヌートリア、ユキウサギ、ノウサギ **20種類**

- ①狩猟免許を取得して、
- ②狩猟を行う県に登録し、
- ③狩猟期間内に、
- ④狩猟が認められる地域で、
- ⑤認められる猟法で、
- ⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩 猟

3年毎に
免許更新

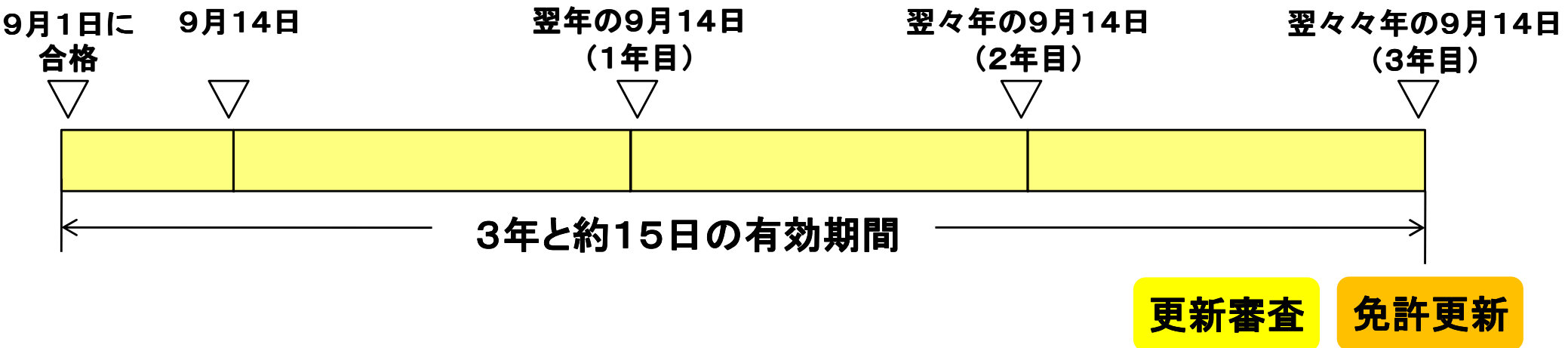
免許の更新

免許の有効期間は初回は約3年間、次回から3年間

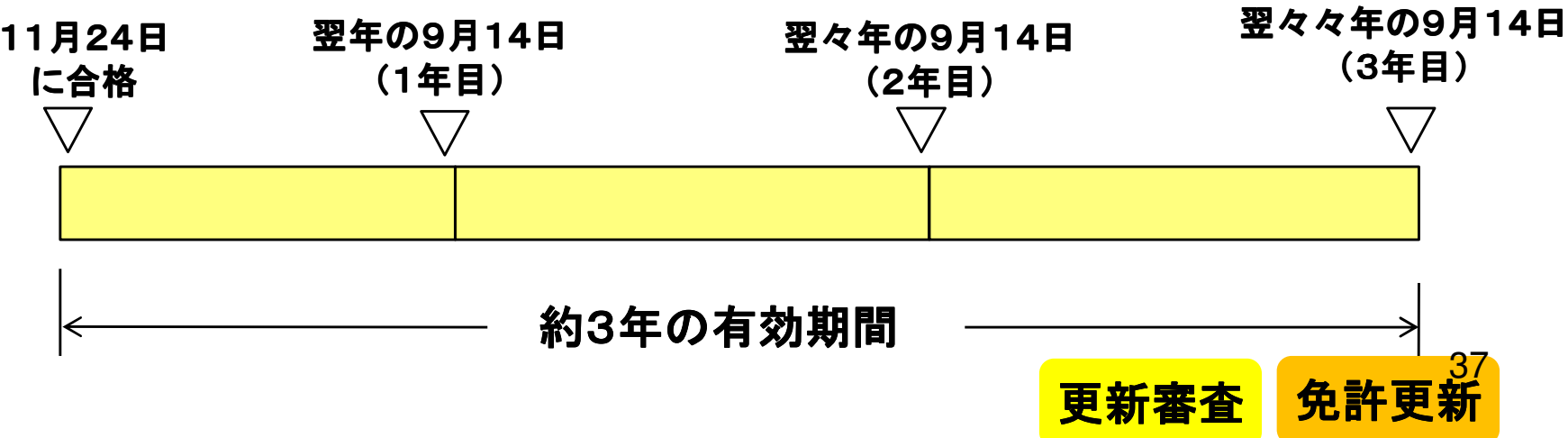
P15~16

法51条

9月1日に受験・合格の場合



11月24日に受験・合格の場合



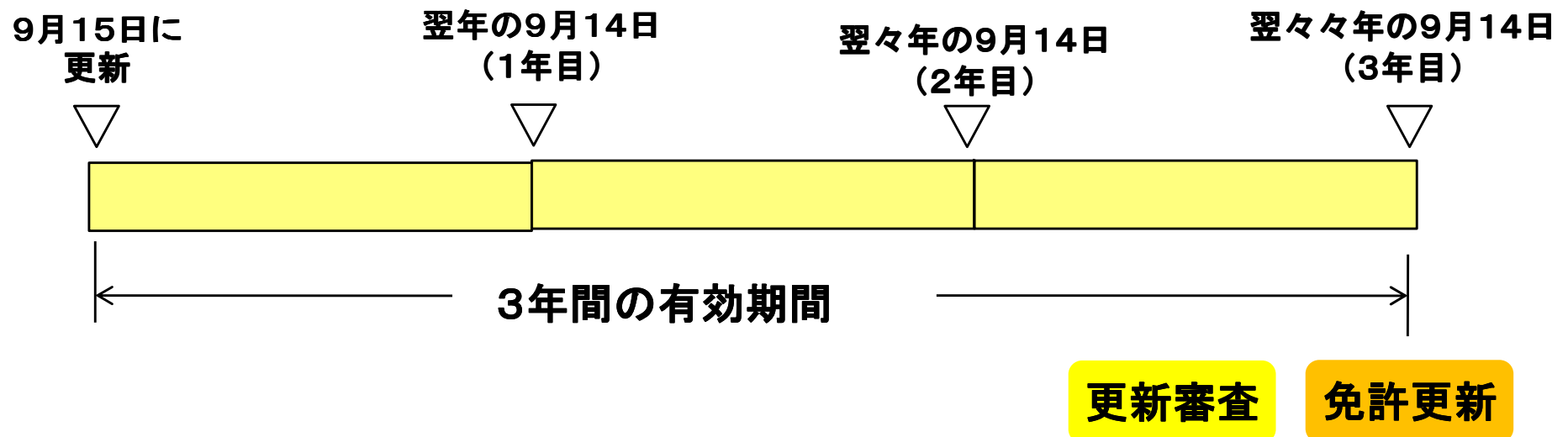
免許の更新

免許の有効期間等（2回目の更新から3年間）

P15~16

第2回目の更新から

第2回目の更新からは免許の有効期間は3年間



免許更新に必要な経費

1種類につき2,900円、2種類では5,800円

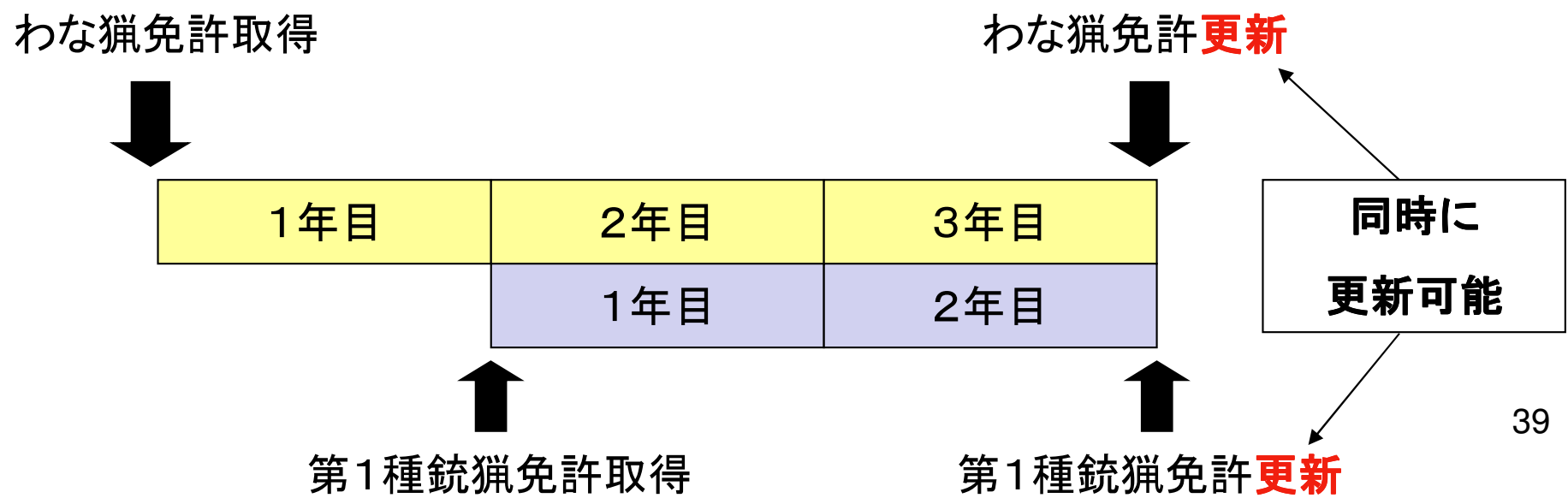
+ 医師の診断書費用（銃の所持許可証の写しでも可）

更新は3年目の9月15日に行い、期間中の途中更新は出来ない。 P16

3年目の9月14日が来る前に更新申請書を知事(県)に提出し、適性検査に合格すると更新できる。

更新しない場合は失効。

(1年目や2年目での更新はできない。ただし、有効期間の満了日の異なる複数の狩猟免許を所持している場合は、一方を短くして同時に更新ができる)。



「狩猟」による捕獲

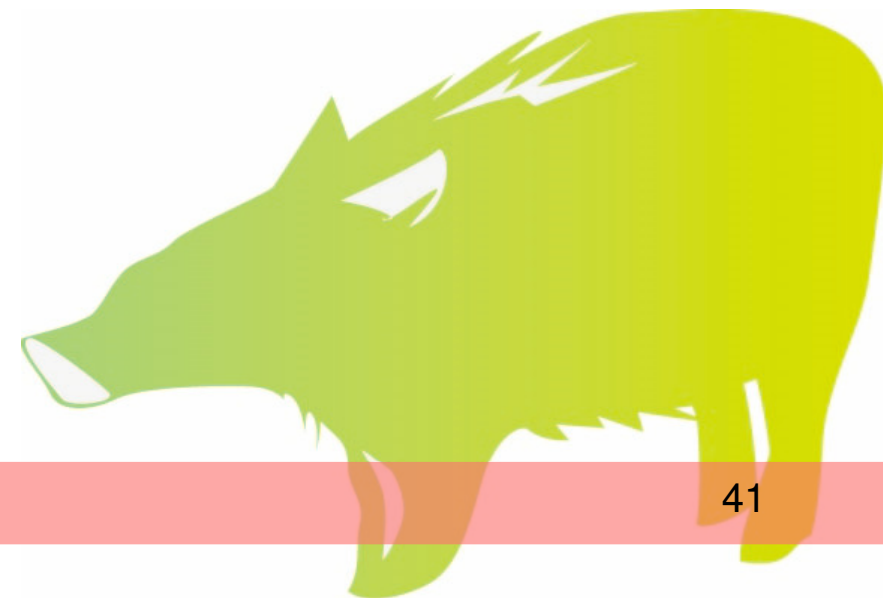
- ①狩猟免許を取得して、
- ②狩猟を行う県に登録し、
- ③狩猟期間内に、
- ④狩猟が認められる地域で、
- ⑤認められる猟法で、
- ⑥認められる鳥獣を捕獲する！



狩
猟

3年毎に
免許更新

許可による捕獲



鳥獣保護管理法により、
鳥・獣、鳥の卵は捕獲してはいけない。**(大原則)**

では、とってよいのは？

狩猟による
捕獲

許可による
捕獲

上記の場合のみ捕獲が認められる

* ネズミ類、モグラ類については、農林業の被害防除にやむを得ないと認められる場合は
手続き無しで捕獲可

許可による鳥獣の捕獲

許可される捕獲目的

法8条
法9条・規則5条

P181~184

1. 学術研究
2. 生活環境、農林水産業、生態系に対する被害の防止
(**有害鳥獣捕獲**)→これのみ市町村に権限委譲(鳥獣を限定して)
3. 第二種特定鳥獣管理計画による個体数調整(数の調整)
4. 鳥獣の保護及び管理に関する行政事務の遂行
5. 傷病鳥獣の保護
6. 博物館、動物園などの施設での展示
7. **愛がんのための飼養(平成24年4月1日から許可しない)**
8. 繁殖している鳥類の近親交配の防止
9. 鵜飼漁業への利用
10. その他公益上必要な場合など

許可主体

P181~184

捕獲する場所、捕獲する鳥獣、捕獲方法によって、
環境大臣、県知事、市町村長に分かれる

許可申請者

個人、又は法人(国・地方公共団体・農協・漁協・森林組合・認定鳥獣捕獲等事業者等)

- ・ 個人には許可証を発行
- ・ 法人には代表者に許可証、従事者に従事者証等を発行。

許可による鳥獣の捕獲

有害鳥獣捕獲

P181~184

市町村長による許可（国設鳥獣保護区を除く）

ゴイサギ、コウライキジ、キジバト、ヒヨドリ、ニューナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、コサギ、ドバト、ノウサギ、台湾リス、アライグマ、タヌキ、キツネ、イタチ、ミンク、アナグマ、ハクビシン、**イノシシ（イノブタ）、ニホンジカ、ヌートリア、ニホンザル**
キジバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、ドバトの卵

上記の鳥獣以外は県知事許可又は環境大臣の許可となります。

奈良県では有害鳥獣捕獲の実施者については、

原則、狩猟免許を取得し、一定期間以上狩猟者登録を行っている狩猟者についてのみ認めています。

許可による鳥獣の捕獲

許可捕獲時に表示する標識

法9条12項
規則7条17項・18項

奈良県知事(〇〇市町村長)による鳥獣捕獲許可					
許可証 番号	奈良〇〇号	許可期間	令和	年	月 日から
			令和	年	月 日まで
許可 鳥獣名	ニホンジカ イノシシ	捕獲方法	くくりわな		
住所	奈良市登大路町30番地				
氏名	奈良 太郎				

材質：金属またはプラスチック

1文字の大きさ：縦横1 cm以上

○愛がのための飼養の許可は

平成24年度からは**一切許可しない** →環境省の方針

(平成19～23年度はメジロのみ許可(それ以前はメジロ、ホオジロのみ))

○すでに許可を取得して市町村に登録しているメジロは、

死亡するまで飼養可能 (毎年市町村で確認して登録の更新が必要)

○平成19年度から、輸入した野鳥には足輪を装着することが義務づけられている(メジロ他20種)

狩猟免許試験について



今後の予定（狩猟までの流れ）

狩猟読本
P. 194～199
P. 200～203



6月、7月に開催

猟友会主催の受験対策の講習会
7月と8月と12月に開催（有料）

7月3日、8月21日、12月4日（年3回実施）
※12月は「わな猟免許」のみ

狩猟を行う都道府県に登録が必要

狩猟できる期間は11月15日～翌年2月15日
イノシシ、ニホンジカは3月15日まで延長

免許の有効期間は3年

免許試験について

午前

知識試験



法令

鳥獣

取得しようとする免許の種類に関すること

適性試験



視力検査、運動能力検査 等



合格発表

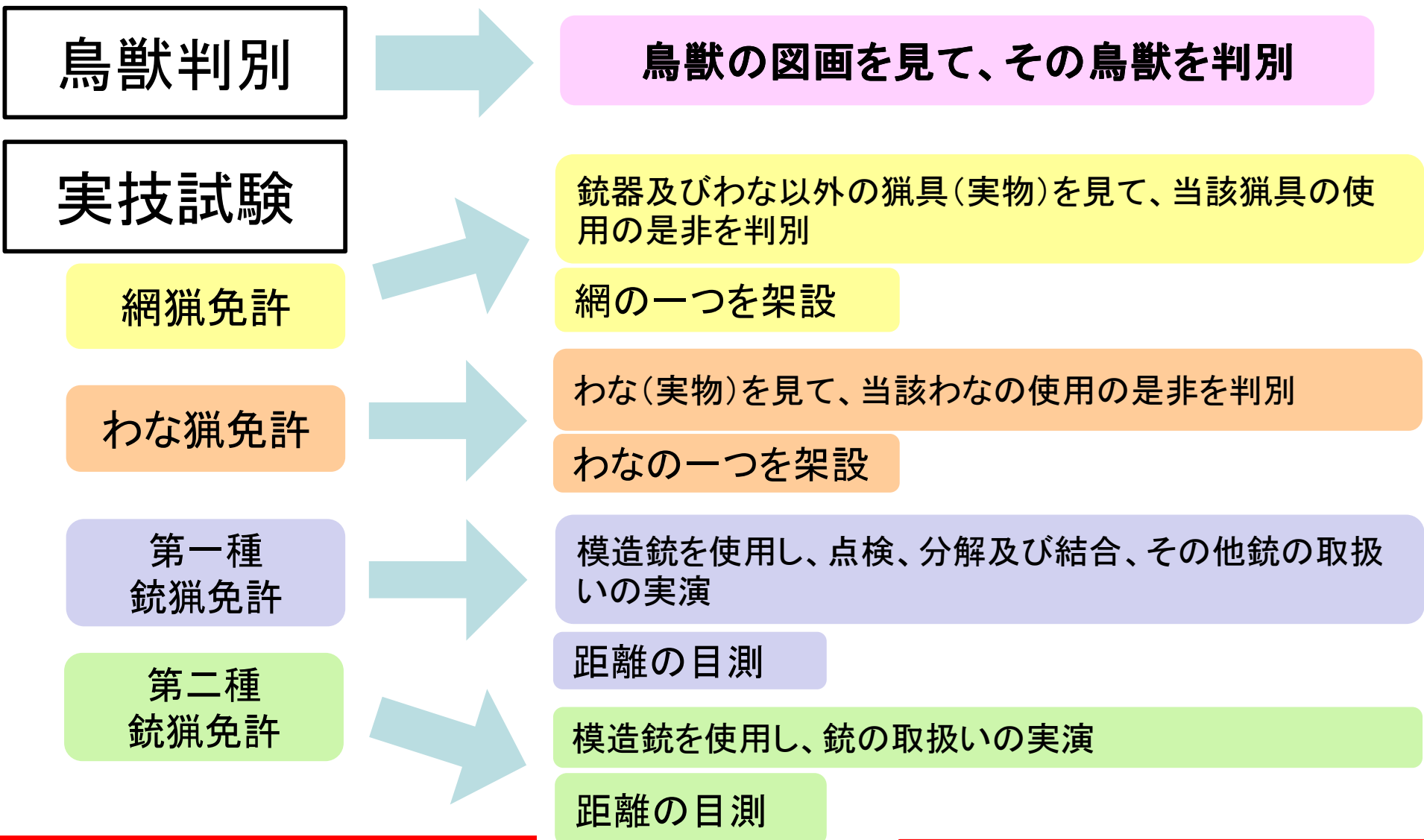


ご帰宅



午後の試験へ

午後



合格発表



後日郵送

練習問題



Q 狩猟者登録の資格についての次の記述のうち、正しいものはどれか。

1. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に違反し、罰金刑以上の刑に処せられた同居親族をもつ者は、狩猟者登録を受けることができない。
2. 狩猟者登録は、有効な狩猟免許を所持しており、かつ、狩猟事故に伴う損害賠償(3千万円以上)のための狩猟事故共済保険又はハンター保険に入っている場合に受けることができる。
3. 違反などにより狩猟免許の効力の停止を受けているときでも、経験年数10年以上の狩猟者と必ず一緒に狩猟に行くことを条件として、狩猟者登録を受けることができる。

Q くくりわなの適正な使用方法についての記述のうち、適切なものはどれか。

1. イノシシなどの大型の狩猟獣を確実に捕獲できるように、獲物を宙づりにできる強力なものを仕掛ける。
2. 同時に31基以上のわなを使用した場合は、錯誤捕獲が起きないように回見回りを行うことが必要である。
3. 狩猟鳥獣以外の鳥獣がかかっても、すぐに放すことができるように、同時に30基以下で自分が十分に管理できる範囲(数、場所)で使用するようにしなければならない。

まとめ

- ・本日ご説明した留意事項等は、概要であり全ての留意事項を説明したものではありません。
- ・実際に狩猟される場合は、免許取得、狩猟者登録の上、狩猟読本等をよく読んでいただき安全かつ適正な狩猟をお願いします。

最後に・・・

免許試験までに本日配布の狩猟読本等をよくお読み下さい。

ご清聴ありがとうございました。